

佐賀県規則第22号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和59年佐賀県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（委任）</p> <p>第2条 法第19条第4項の規定により、法第24条から第28条まで、第30条から第37条の2まで、第48条第4項、<u>第55条の6第1項及び第2項</u>、第62条第3項及び第4項、第63条、第76条第1項、第77条第2項、第78条の2第1項、第80条並びに第81条に規定する知事の保護の決定及び実施に関する事務は、佐賀県保健福祉事務所設置条例(平成17年佐賀県条例第77号)第1条に規定する保健福祉事務所の長（以下「保健福祉事務所長」という。）に委任する。</p> <p>2 法第55条の4第2項の規定により、法第55条の4第1項、<u>第55条の5</u>及び第78条の2第2項に規定する就労自立給付金の支給に関する事務は、保健福祉事務所長に委任する。</p> <p>3 地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第2項の規定により、法第63条、第77条第1項及び第78条に規定する費用の徴収に関する事務は、保健福祉事務所長に委任する。</p> <p>（費用徴収決定通知書）</p> <p>第26条 保健福祉事務所長は、法第77条第1項の規定により費用を徴収するときは費用徴収決定通知書(法第77条第1項関係)(様式第62号)により、<u>法第78条</u>の規定により費用を徴収するときは費用徴収決定通知書(法第78条関係)(様式第63号)によらなければならない。</p>	<p>（委任）</p> <p>第2条 法第19条第4項の規定により、法第24条から第28条まで、第30条から第37条の2まで、第48条第4項、<u>第55条の7第1項及び第2項</u>、第62条第3項及び第4項、第63条、第76条第1項、第77条第2項、第78条の2第1項、第80条並びに第81条に規定する知事の保護の決定及び実施に関する事務は、佐賀県保健福祉事務所設置条例(平成17年佐賀県条例第77号)第1条に規定する保健福祉事務所の長（以下「保健福祉事務所長」という。）に委任する。</p> <p>2 法第55条の4第2項の規定により、法第55条の4第1項、<u>第55条の6</u>及び第78条の2第2項に規定する就労自立給付金の支給に関する事務は、保健福祉事務所長に委任する。</p> <p>3 <u>法第55条の5第2項において準用する法第55条の4第2項の規定により、法第55条の5第1項及び第55条の6に規定する進学準備給付金の支給に関する事務は、保健福祉事務所長に委任する。</u></p> <p>4 地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第2項の規定により、法第63条、第77条第1項、<u>第77条の2第1項</u>及び第78条に規定する費用の徴収に関する事務は、保健福祉事務所長に委任する。</p> <p>（費用徴収決定通知書）</p> <p>第26条 保健福祉事務所長は、法第77条第1項の規定により費用を徴収するときは費用徴収決定通知書(法第77条第1項関係)(様式第62号)により、<u>法第77条の2第1項</u>の規定により費用を徴収するときは費用徴収決定通知書(法第77条の2第1項関係)(様式第62号の2)により、<u>法第78条第1項</u>の規定により費用を徴収すると</p>

改正前	改正後
<p><u>(就労自立給付金申請書)</u></p> <p>第28条 施行規則第18条の4第1項に規定する申請書は、<u>就労自立給付金申請書(様式第65号)</u>によるものとする。</p> <p><u>(就労自立給付金決定通知書等)</u></p> <p>第29条 保健福祉事務所長は、法第55条の4第1項の規定により就労自立給付金を支給するときは、<u>就労自立給付金決定通知書(様式第66号)</u>によらなければならない。この場合において、当該保健福祉事務所長は、<u>就労自立給付金決定調書(様式第67号)</u>を作成しなければならない。</p> <p><u>(徴収金の納入に充てる旨の申出書)</u></p> <p>第30条 法第78条の2第1項又は第2項の規定による申出は、<u>徴収金の納入に充てる旨の申出書(様式第68号)</u>によるものとする。</p>	<p>きは<u>費用徴収決定通知書(法第78条第1項関係)(様式第63号)</u>によらなければならない。</p> <p><u>(就労自立給付金支給申請書)</u></p> <p>第28条 施行規則第18条の4第1項に規定する申請書は、<u>就労自立給付金支給申請書(様式第65号)</u>によるものとする。</p> <p><u>(就労自立給付金支給決定通知書等)</u></p> <p>第29条 保健福祉事務所長は、法第55条の4第1項の規定により就労自立給付金を支給するときは、<u>就労自立給付金支給決定通知書(様式第66号)</u>によらなければならない。この場合において、当該保健福祉事務所長は、<u>就労自立給付金決定調書(様式第67号)</u>を作成しなければならない。</p> <p><u>(進学準備給付金支給申請書)</u></p> <p>第30条 施行規則第18条の9第1項に規定する申請書は、<u>進学準備給付金支給申請書(様式第68号)</u>によるものとする。</p> <p><u>(進学準備給付金支給決定通知書等)</u></p> <p>第31条 保健福祉事務所長は、<u>法第55条の5第1項の規定により進学準備給付金を支給するときは、進学準備給付金支給決定通知書(様式第69号)</u>によらなければならない。この場合において、当該保健福祉事務所長は、<u>進学準備給付金決定調書(様式第70号)</u>を作成しなければならない。</p> <p><u>(徴収金の納入に充てる旨の申出書)</u></p> <p>第32条 <u>法第78条の2第1項又は第2項の規定による法第77条の2第1項の規定により保護費を支弁した知事が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨の申出は、生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書(生活保護法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の場合)(様式第71</u></p>

改正前	改正後
	<p>号)によるものとする。</p> <p>2 <u>法第78条の2第1項又は第2項の規定による法第78条第1項の規定により保護費を支弁した知事が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨の申出は、生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書(生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金の場合)(様式第72号)によるものとする。</u></p>

様式第62号の次に次の1様式を加える。

様

保健福祉事務所長 印

費用徴収決定通知書（法第77条の2第1項関係）

生活保護法第77条の2第1項の規定により、あなたがこれまでに受けた（ ）に受けさせた）生活保護費について、下記のとおり費用を徴収することと決定したので納入するよう命じます。

記

- 1 費用徴収金額 円
- 2 理由及び算定基礎
- 3 納入方法
- 4 納入期限 年 月 日

- (注) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、佐賀県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求をした日（行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 決定、決定の執行又は手続の続行により著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第63号（第26条関係）</p> <p style="text-align: center;">費用徴収決定通知書（法第78条関係）</p> <p>生活保護法第78条の規定により、あなたがこれまでに受けた（ に受けさせた）生活保護費について、下記のとおり費用を 徴収することと決定したので納入するよう命じます。</p> <p>略</p> <p>様式第65号（第28条関係）</p> <p style="text-align: center;">就労自立給付金申請書（様式第65号）</p> <p>略</p> <p>様式第66号（第28条関係）</p> <p style="text-align: center;">就労自立給付金決定通知書（様式第66号）</p> <p>略</p>	<p>様式第63号（第26条関係）</p> <p style="text-align: center;">費用徴収決定通知書（法第78条第1項関係）</p> <p>生活保護法第78条第1項の規定により、あなたがこれまでに受 けた（ に受けさせた）生活保護費について、下記のとおり 費用を徴収することと決定したので納入するよう命じます。</p> <p>略</p> <p>様式第65号（第28条関係）</p> <p style="text-align: center;">就労自立給付金支給申請書（様式第65号）</p> <p>略</p> <p>様式第66号（第28条関係）</p> <p style="text-align: center;">就労自立給付金支給決定通知書（様式第66号）</p> <p>略</p>

様式第67号中

算定対象期間	収入充当額	算定率	積立額

を

算定対象期間	収入充当額	算定率	積立額	最低給付額	

に改める。

様式第67号の次に次の4様式を加える。

進学準備給付金支給申請書

保健福祉事務所長 様

年 月 日

申請者（大学等に進学する者）

住所又は居所

氏名 印

下記のとおり、進学準備給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名 \_\_\_\_\_
- 2 大学等に進学する者の生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日
- 3 進学先  
学校名 \_\_\_\_\_
- 4 進学後の居住先（該当する  にチェックを入れてください。）  
大学等に進学する前の住所地と同じ  
転居により大学等に進学する前と異なる住所地に居住（居住（予定）地を記載してください。）  
居住（予定）地 \_\_\_\_\_
- 5 添付書類
  - (1) 入学手続に着手していることが確認できる書類のうち次のいずれかの書類
    - ・ 入学金を納付したことを証明する書類の写し
    - ・ 入学金の延納（進学後に納付すること。）を申請した書類の写し
    - ・ 入学金等の納付が不要な場合は、進学先に提出する誓約書又は進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
  - (2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
  - (3) その他支給を決定するにあたり保健福祉事務所長が必要と認める書類  
上記の書類を申請時に準備できない場合は、進学する学校の合格通知書又は賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、大学等に入学する日までにこれらの書類を提出してください。
- 6 進学準備給付金振込先（大学等に進学する者の口座に限ります。）  
金融機関名 \_\_\_\_\_ 銀行・信用金庫・信用組合  
（該当する金融機関の種類を  で囲んでください。）  
支店名 \_\_\_\_\_ 支店（ゆうちょ銀行を除く。）  
記号 

--	--	--	--

 ゆうちょ銀行のみ記載）  
預金種類  普通預金  当座預金  
（該当する  にチェックを入れてください。）  
口座番号 

--	--	--	--	--	--	--	--

 （右につめて記載してください。）  
（フリガナ）  
口座名義人 \_\_\_\_\_

上記の支店名、口座番号及び口座名義人が確認できる通帳の写し等の書類を添付してください。

様

保健福祉事務所長 印

進学準備給付金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による進学準備給付金を、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給の可否  
支給  
不支給
- 2 進学準備給付金を支給する場合は、支給額、支給日及び支給方法
  - (1) 支給額 円
  - (2) 支給日 年 月 日
  - (3) 支給方法
- 3 不支給の場合はその理由
  
- 4 この決定が申請書受理後14日を経過した場合はその理由

- (注) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、佐賀県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求をした日（行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 決定、決定の執行又は手続の続行により著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第70号（第31条関係）

進学準備給付金決定調書

所長	副所長	課長	課長	係長	係長	担当

認定年月日	起案年月日	決裁年月日	施行年月日
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

ケース番号	対象者氏名	世帯主氏名

内容	決定理由 下記のとおり決定してよいでしょうか。
----	-------------------------

支給額	
	円
(進学先)	
(進学後の居住先)	

不支給の理由
--------

--

進学準備給付金を支給する場合、支給日及び支給方法
--------------------------

--

様式第71号（第32条関係）

年 月 日

保健福祉事務所長 様

住所

氏名

印

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（生活保護法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の場合）

私は、 年 月分からの保護金品等（保護費（金銭給付されたものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）より、毎月 円を 年 月 日付け費用徴収決定通知による生活保護法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の支払いに充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払いに充てるものとします。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>様式第68号（第30条関係）</u>  <u>徴収金の納入に充てる旨の申出書</u></p> <p>私は、不実の申告など不正な手段により保護又は就労自立給付金の支給を受けた場合は、生活保護法第78条の2に基づき、交付される保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）の額から、<u>生活保護法第78条</u>に基づく徴収金のうち貴保健福祉事務所と協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって支払に充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。</p> <p>なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払に充てるものとします。</p> <p>略</p> <p>私は、本申出に基づき、           年    月分からの保護金品等より毎月           円を           年    月    日付け費用徴収決定通知による<u>生活保護法第78条</u>の規定に基づく徴収金の支払に充てるものとします。</p>	<p><u>様式第72号（第32条関係）</u>  <u>生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金の場合）</u></p> <p>私は、不実の申告など不正な手段により保護又は就労自立給付金の支給を受けた場合は、生活保護法第78条の2の<u>規定</u>に基づき、交付される保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）の額から、<u>同法第78条第1項の規定</u>に基づく徴収金のうち貴保健福祉事務所と協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって支払に充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。</p> <p>なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払に充てるものとします。</p> <p>略</p> <p>私は、本申出に基づき、           年    月分からの保護金品等より毎月           円を           年    月    日付け費用徴収決定通知による<u>生活保護法第78条第1項</u>の規定に基づく徴収金の支払に充てるものとします。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。